

全国共通 たまごギフト券「250円券」の未使用券をお持ちのお客様へ

払戻しのお知らせ

たまごギフト券「250円券」は、平成24年9月30日をもって商品との引換を終了させていただきます。
まだお手元にたまごギフト券「250円券」をお持ちのお客様は、ご使用を急がれますか、または平成24年
10月1日から12月31日の間に、資金決済に関する法律 第20条 第1項に基づく払戻しをお受け願います。

払戻し対象のギフト券

全国共通
たまごギフト券
「250円券」
未使用券



払戻しのお申出方法

払戻し対象のギフト券	全国共通 たまごギフト券「250円券」
お申出方法	未使用の全国共通 たまごギフト券「250円券」を封筒に入れ、所定の「払戻申込書」※1に ①払戻しの申込枚数と合計金額 ②氏名 ③住所 ④日中連絡可能な電話番号 ⑤振込指定口座※2(銀行名・支店名・預金の種類・番号・名義)を記入して、下記組合へ簡易書留で郵送してください。 ご郵送先 全国たまご商業協同組合【払戻窓口】 〒104-0033 東京都中央区新川2丁目6-16 馬事畜産会館 TEL 03-3297-5600 FAX 03-3297-5609 ※1 「払戻申込書」は全国たまご商業協同組合ホームページ http://www.tamagoken.or.jp からダウンロードするか、全国たまご商業協同組合にご請求ください。 ※2 ご負担いただいた郵送料を含めて、ご指定口座に振込みます。(振込手数料は全国たまご商業協同組合負担)
払戻しのお申出期間	平成24年10月1日～同年12月31日(当日消印有効) ※このお申出期間に手続きをされないと、当該払戻し手続きから除斥されますので、ご注意ください。

全国共通
たまごギフト券「100円券」と
ヨード卵・光・ギフト券は、
今後もお使いになれます。



ポスター掲示期間 8/1～12/31

全国たまご商業協同組合

〒104-0033 東京都中央区新川2丁目6-16 馬事畜産会館
TEL 03-3297-5600 FAX 03-3297-5609